

(仮称) 和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例 (素案)

パブリックコメント 募集結果概要

- 1 意見等募集期間：平成30年10月1日（月）から平成30年10月31日（水）まで
- 2 意見等提出者数：個人 8名、団体 3団体
- 3 意見等提出件数：11件
- 4 ご意見・ご提案の概要及び市の考え方

No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
1	<p>どの部分の意見というわけではありません。言葉がどう、文章がどうではなく、この条例ができたことを一人でも多くの市民に知ってもらい、手話が言語として広まることを願います。</p> <p>制定されてからの市の責務（施策）が大切だと思います。市だけでなく、手話に関わり運動してきた私達もこれからのことを一つずつ考えていきたいと思っています。</p>	<p>この条例に基づき、手話が言語であることの理解促進・普及を目指すとともに、障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備の促進を目指します。</p> <p>また、今後、本条例の内容や施策の推進方針について、広報や障がい福祉課だより等を活用し、周知を進めていきたいと考えます。</p>
2	<p>3. 条例制定の考え方について</p> <p>素案については、何も言う事がないです。有がとうございましたと言いたいです。策定にあたって、すでに施行されている他市の経験者の方をも、意見をも、含めて下さい。</p> <p>基本理念の市の責務、市民の役割</p> <p>今回、図書館へパブコメで行き「用紙下さい」に職員は解らず、公報を見せて説明しました。</p> <p>市の責務は？又市民の役割としては、公報にパブコメの中身をのせて、知らせたい。知ってこそお互いに尊重し合いながら共生する事が出来るのです。</p>	<p>○策定や推進に当たっては、他市の先行事例等も参考にしていきたいと考えます。</p> <p>○今後、本条例の内容や施策の推進方針について、広報や障がい福祉課だより等を活用し、周知を進めていきたいと考えます。</p>

No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
3	<p>第4条 市の責務 手話は言語である</p> <p>これは、誰もが手話を学ばないといけないという事です。市の責務において、誰もが学べる手話学習会を開催する様にしてください。</p> <p>小さい頃から、手話が言葉と同じ様に日常的に目にするような状況が必要です。自然に身につく様、学校等で授業の中にも取り入れる様にしたらいい。施策として実施を期待します。</p>	<p>誰もが手話を学ばなければならないというわけではありませんが、様々な関係団体・関係機関等の協力のもと、学習会などの取組みについても検討していきます。</p>
4	<p>条例（素案）の概要</p> <p>第5条 市民の役割の中にも第6条と同様に「環境整備や合理的配慮の提供」を追加する方が良い。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）では、行政機関・事業者に対して、合理的配慮の提供と環境整備が規定されていますが、国民に対しては規定されていないことから、この条例に記載はいたしません。その旨の意識づくりは必要であると考えます。</p>
5	<p>今日、車椅子を各施設に設置され、使用できることがあたりまえの社会となっていますが、「要約筆記」ということばを今回はじめて知り、市に耳が聞こえない人達や市民のため言語・条例が出来たということは、市民が耳が聞こえない方達の生活を知るため理解でき、早く条例が実現出きることを希望します。</p> <p>以前、障害者の集いで舞台横に催されている内容すべてが字幕で表されていたのを見て、私自身もとてもよく理解できただけでなく、感動したことを覚えています。内容が理解できると感動もできます。</p> <p>どうかすみやかに条例が施行され、市民みなさんが理解できるよう、車椅子のようなあたりまえの社会になることを願っています。</p>	<p>この条例においては、手話が言語であることへの理解促進・普及を目指すとともに、障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備の促進を目指すものです。</p> <p>この条例制定を機に、共生社会づくりを推進していきます。</p>

No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
6	<p>条例案について意見はありません。</p> <p>手話言語と情報コミュニケーションが一本になって良い。身近かにコミュニケーションに障害のある人が居ない場合はこのパブリックコメントに関心がないのが実情ではないでしょうか。もう少し中身を公報を活用し市民に知らせるべきである。</p>	<p>今後、本条例の内容や施策の推進方針について、広報や障がい福祉課だより等を活用し、周知を進めていきたいと考えます。</p>
7	<p>全体</p> <p>手話を自分の言語として使うろう者にとって、この条例を制定されることは、本当にうれしく思っています。</p> <p>制定されたことで本当のスタートと思っています。</p> <p>手話通訳者が増える。医療機関などに手話通訳者を設置する。市役所・公共機関などで職員、店員、市民たちと手話でお話する。教育の場でも子どもたちが手話に触れ合う機会がある。</p> <p>いつでも、どこでも、だれとでも手話で話せる社会など、ろう者の思いを実現できることを期待しています。</p>	<p>この条例においては、手話が言語であることへの理解促進・普及を目指すとともに、障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備の促進を目指すものです。</p> <p>この条例制定を機に、共生社会づくりを推進していきます。</p>
8	<p>今回の条例は市、市民、事業者それぞれの役割を定め、踏み込んだ形で、手話が言語であることへの理解と普及に資するものであると思います。</p> <p>本条例が施行されることにより、条例でも挙げられている他の様々なコミュニケーション手段の促進と併せて、全ての人が互いに尊重しながら共生する社会の実現を願っております。</p>	<p>この条例においては、手話が言語であることへの理解促進・普及を目指すとともに、障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備の促進を目指すものです。</p> <p>この条例制定を機に、共生社会づくりを推進していきます。</p>
9 ①	<p>○条例名について</p> <p>「手話言語の理解及び普及条例」と「豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」は、別物と考えて作ったほうが、「手話は言語」の意味が、一般市民には分かりやすいと思う。現状の素案は、「コミュニケーション条例」としてはいいものだと思う。ろう者の方に</p>	<p>本条例は、「手話は言語である」ことへの理解促進を図ることと、障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備の促進を図ることをひとつにした条例となっています。</p> <p>手話が日本語とは異なる独自の言語体系を有する言語であることを理解していただくとともに、障がい特性により様々なコミュニケー</p>

No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
	<p>とっての母語は「手話言語」であるため、手話ができなければコミュニケーションがうまく取れない。そのため、「手話言語はろう者のいのち」であると言われるが、市民の多くが手話を理解するまでには、個々の努力が必要となる。一方、同じ聴覚障がい者であっても、中途失聴・難聴者の方には、母語のほとんどが日本語であるため、手話が通じないことが多い。識字率の高い日本では、お互いの理解や思いやりがあれば、コミュニケーションが取れる。そういう意味では、中途失聴・難聴者とのコミュニケーションは、接し方仕方さえ理解されれば、一般市民相手に、多大な努力を求めることはない。加齢による聴力の衰えであれば、手話を学ぶにも視力の衰えや気力の低下が出て来ていることが多いので、そのときになってから、はたして手話・点字を使えるようになるかと考えると疑問である。これらのことから、「手話は言語である」という条例と障害の有無にかかわらず、「すべての市民に優しい豊かなコミュニケーション条例」は別ではないかと考えます。</p>	<p>シヨンに困難さがある人がいるということも理解していただき、障がいに関するあらゆるコミュニケーションについて、その利用しやすい環境の整備を図ることによって、共生社会の実現を目指そうとするものです。</p>
9 ②	<p>前文の一部について、手話言語条例であれば、そのままいいが、コミュニケーション条例としてあるのであれば、「こうしたことから、市民一人ひとりが手話言語やろう者に関する理解を深め」の部分は、「ろう者、あらゆる障がい者に関する理解を深め」や「市民一人ひとりがろう者や手話言語、あらゆる障がい者に関する理解を深め」と「ろう者に限らない」よう表現してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、コミュニケーションの環境整備は、あらゆる障がい者に関する理解の促進が必要ですので、変更を検討します。</p>

No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
9 ③	<p>第8条の（意見の聴取）については、和泉市障がい者施策推進協議会で考えられたものか。そうであるなら、「障がい者施策」とは、どのような関係団体が含まれているのか。ホームページで見られる限り、偏りがみられるように感じられるが、和泉市障がい者施策推進協議会の関係団体は、どのように選出されたのか等、多くの市民には周知されていないようだ。同じ「障がい者」にしても、先天性の方と後天性の方では、その悩みは大きく違う。</p> <p>例えば、聴覚障がい者というくくりであれば、ろう者と中途失聴・難聴者、視力障がい者というくくりであれば、盲者と中途視覚障がい者や盲ろう者などになるが、それぞれの立場の関係団体から意見を聴くようにしてほしい。またその際には、障害当事者委員会等を立ち上げ、協議し、意見を施策に反映してほしい。</p>	<p>条例素案は、その内容について和泉市障がい者施策推進協議会において意見を聴取したものです。</p> <p>和泉市障がい者施策推進協議会は障がい者に関する施策を協議する場であり、当事者団体からの委員選出については、和泉市障がい者団体連絡協議会を通じ、身体障がい者福祉会・視覚障がい者福祉協会・聴力障害者福祉協会・手をつなぐ親の会・精神障がい者家族会から代表者を選出していただいております。</p> <p>また、ご意見のとおり、個々の障がいによっても、その内容や種別・程度など様ざまです。</p> <p>今後の施策の推進に当たっては、多くの人の意見を踏まえて取組みを進めていきたいと考えます。</p>
9 ④	<p>新たに（コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供）を加えてほしい。</p> <p>手話・点字に関しては、市でも養成講座等を実施しているようだが、すべて障害のない方を対象としている。移動手段の限られる障害のある人にこそ必要なこともあるので、大阪府や近隣の政令指定都市等と協議するなどし、近隣の各市町村で会場提供するなど、持ち回りの対応はできないものか。</p>	<p>コミュニケーション手段を学ぶ機会は障がい者のコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備の促進にあたって、必要なものであると考えます。</p> <p>その実施内容・方法については、施策の推進方針の策定時において協議してまいりたいと考えます。</p> <p>また、近隣市町村との共同実施についても、研究していきたいと考えます。</p>
9 ⑤	<p>素案が、在住・在勤・在学に限られているようで、市に滞在する人についての対応が書かれていないことが気になる。</p> <p>（滞在者等への対応）等とし、市、市民及び事業所は、本市を訪問、又は本市に滞在するあらゆる人がコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境づくりを行うよう努めるものとする、など追加で入れることはできないか。</p>	<p>在住・在勤・在学としているのは、あくまでパブリックコメントの対象であり、この条例において、在住・在勤・在学に限るものとはしていません。</p>

No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
9 ⑥	<p>一日も早い条例の制定を望んでいますが、パブリックコメントを受けて、無事に制定されるまでに、もう少し意見の聴取が幅広くなされること、また多くの市民に周知されることを望む。</p>	<p>今後、本条例の内容や施策の推進方針について、広報や障がい福祉課だより等を活用し、周知を進めていきたいと考えます。 また、施策の推進方針の策定において、幅広く意見の聴取を行っていきます。</p>
10 ①	<p>1 ページ前文について この条例の大事な部分だと思っています。しかし、条例の文章はそのままでは難しいと思われるので、多くの市民にご理解いただけるような方法で周知してください。条例が広く市民の方々に理解いただけることを期待しています。</p>	<p>今後、本条例の内容や施策の推進方針について、広報や障がい福祉課だより等を活用し、周知を進めていきたいと考えます。</p>
10 ②	<p>1 ページ第 1 条について 「総合的かつ計画的に推進する」とあるが、現状の把握と目標設定が必要だと思えます。手話言語に関する市民アンケート等を早期に実施し、現状を把握した上で目標をたて、計画的に実施してほしい。施行時より、毎年の推移について確認することとしてほしい。</p>	<p>施策の推進方針の策定において、目標設定や実施内容等について検討することとします。</p>
10 ③	<p>3 ページ第 8 条について 「意見を聴くものとする」とあるが、施行日からできるだけ早期に最初の意見聴取を行い、以後も定期的に施策の推進状況を確認・検証できる場を設けることとしてほしい。</p>	<p>条例施行後は、関係団体・関係機関等の協力のもと、速やかに意見聴取の場の設立を行っていきます。 なお、進捗状況の確認等は、和泉市障がい者施策推進協議会で行う予定としております。</p>

No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
11	<p>①前文において「手話言語」が「言語」であると認められたこと、</p> <p>① そのあと、9行目からろう者の歴史が示され、健常者にも「ろう者」のことが少しでも理解してもらえる。しかし、一見すると「ろう者」のことがばかりの様な気がした。17行目に「あらゆる障害者」とここで初めて出ている。</p> <p>どのような障害者にどのような支援が必要とされているかが、極めて弱い表現である。「ろう者」でなく同じ聴覚障害者であっても中途失聴、難聴者は手話を使えない人々が多くいるのが現状。全国には1,600万人の難聴者がいると言われている。(ろう者人口より多い。)その事も念頭に入れてもらいたい。</p> <p>「定義」には用語の意義として(2)に「手話等コミュニケーション手段」と記載されているが、手話が先頭に立ち、ひとくくりにされている。以後の記載において、前に戻って読み返さないとわからない。</p> <p>「施策の推進方針」</p> <p>第7条、(1)～(5)に関し、一番重要なことになってくる。</p> <p>実際、手話の未熟な難聴者の立場からしても役所、病院他公共施設に手話通訳者の常駐、また、要約筆記者並びに職員が快く筆談してくれる様な職員体制、補聴器具の設置等々が必要だと思う。</p> <p>色々な障害者のニーズに合わせた対応を強く望みます。</p>	<p>この条例においては、手話が言語であることへの理解促進・普及を目指すとともに、障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備の促進を目指すものです。</p> <p>様々なコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備の促進では、聴覚障がい者だけでなく、視覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者等、すべての障がい者を含めています。</p> <p>また、用語の意義については、それぞれの条文に事細かに記載すると、読みづらくなることから、定義に定めているものです。</p> <p>施策の推進方針については、この条例における重要なことと考えていますので、関係団体・関係機関等との協力のもと、取組みを推進していきたいと考えます。</p>

No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
11 ②	<p>② ②条例名・・・条例名が長すぎるし、意味がわからない。</p> <p>特に「理解及び普及並びに」の意味が曖昧なので、「及び」だけに していただき、「手話言語」だけに限らず、「情報コミュニケーション 手段」も明記していただきたい。</p> <p>・前文・・・これも長すぎる。障害の有無に関係なく相互に人格と 個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けるような前文 及び市民にとってわかりやすい前文にしていきたい。</p> <p>・第1条、第2条（2）、第3条2、第4条、第5条、第6条2、 第7条（2）～（4）・・・「手話等コミュニケーション手段」を 「個々のコミュニケーション手段」又は「情報コミュニケーション 手段」に変えれば、全ての障害者が様々なコミュニケーション手段 を選択でき、幅広く意思疎通を行うことができるし、市民にとって はわかりやすいと思う。</p>	<p>この条例は、「手話が言語であることへの理解及び普及」並びに「障 がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段を利用しやすい環境 整備の促進」という、2つの事項をテーマとした条例です。そのため、 このような条例名称としています。</p> <p>また、手話等コミュニケーション手段については、手話をはじめ、様 ざまなコミュニケーションが含まれていることを第2条（2）におい て記載しておりますので、ご理解ください。</p>
11 ③	<p>③ ③条例案は手話についての記述がほとんどで、他のコミュニケーシ ョン障害については触れていない（第2条（2）で補足的に触れて いるだけであり、一般の人にはわかりにくい）その意味で、すべて の障害者を平等に扱う障害者差別解消法の趣旨にそぐわない。その 意味で差別的と言える。</p> <p>難聴者、中途失聴者、手話を使わない「ろう者」、盲ろう者、全盲 者など、手話使用者以外のコミュニケーション障害者を条例の中に 盛り込むべきである。</p>	<p>この条例の前文の前段では、手話が言語であることへの記述を、後段で はあらゆる障がい者にとってのコミュニケーション手段を利用しや すい環境整備の促進を記述しています。</p> <p>この条例では、手話に限らず、すべての障がい者が不安なくコミュニ ケーションが図られるような取組みを推進していこうとするもので す。</p>

No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
11	<p>④第1条～第7条</p> <p>④ 誰もが日常生活、社会生活を豊かにすべての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きていくためには、ろう者だけでなく難聴者、中途失聴者の存在も忘れられてはならない。</p> <p>この条例を読む限り、ろう者(手話)が中心となっていて、難聴者、中途失聴者のことが置き去りにされているように思えます。</p>	<p>この条例では、コミュニケーションにおいて何らかの支障がある、あらゆる障がい者を対象として共生社会の実現を進めるものです。</p>
11	<p>⑤第1条</p> <p>⑤ 私は手話を知らない聴覚障害者です。なぜ手話は言語であることをメインとして手話を知らない聴覚障害者を置き去りにしなければならないのでしょうか。</p> <p>さまざまなコミュニケーション手段を選択し、利用しやすい環境を整備するために「手話」が先頭に立つべきものではありません。</p>	<p>この条例では、コミュニケーションにおいて何らかの支障がある、あらゆる障がい者を対象として共生社会の実現を進めるものです。</p>
11	<p>⑥第3条</p> <p>⑥ 市の基本理念は手話言語への理解の促進及び普及は手話が独自の言語であることを基本として行うことはなぜ、全市民へのサービスをしていただいている市として手話だけを独自の言語であるべきと断じて言えるのでしょうか？</p> <p>点字、触手話、指文字、音訳、要約なども言語のひとつであり、幅広く全ての障害者が意思疎通を行う際に必要な手段であることを忘れてはなりませんし、全ての人々が相互に人格及び個性を尊重しながら共生する社会を実現することが市としての責務であるべきです。</p>	<p>手話が日本語とは異なる言語体系を有する独自の言語であること、理解促進が必要であると考えます。</p> <p>また、ご意見のとおり、点字、触手話、指文字、音訳、要約なども言語です。</p> <p>この条例は、手話言語の理解及び普及と併せて、さまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備の促進を図ることにより共生社会の実現を進めるものであり、手話だけを取り上げているものではありません。</p> <p>また、施策の推進に当たっては、関係団体・関係機関等との協力のもと、市民、事業者にも、ご協力をお願いいたします。</p>

No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
11 ⑦	<p>⑦前文</p> <p>「手話言語はろう者のいのち」はさまざまな障害者のいのちを切り離して述べているように感じます。</p>	<p>前文における「手話言語はろう者のいのち」は手話がろう者にとって非常に大切なものであることを記述しているものであり、さまざまな障がい者のいのちを切り離しているものではありません。</p>
11 ⑧	<p>⑧第6条</p> <p>中途失聴者です。勿論、手話を知りません。</p> <p>市役所障がい福祉課に専任手話通訳者が二人いるものの、専任要約筆記者が一人もいません。</p> <p>全ての障害者が利用しやすいように市として合理的配慮を提供することが急務な課題であり、義務であります。</p> <p>すれば民間事業者もFAX設置等の環境整備に努められるはずで</p> <p>す。</p> <p>これもユニバーサルデザインのひとつです。(ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができるように目指した施設・製品・情報等の設計のこと)</p>	<p>手話通訳には、高度な技術と経験が必要であることから、専任の手話通訳者を配置しているものですが、筆談が必要な場合は、各職員が個々に対応させていただき、合理的配慮の提供に心がけております。</p> <p>ユニバーサルデザインの概念は、障がい者に限らず、あらゆる人が利用しやすいものを目指すものであり、障がい者の施策を推進する上でも重要なものです。</p> <p>今後、事業者においても、合理的配慮の提供や環境整備が進むよう、施策の推進に取り組んでいきたいと考えます。</p>
11 ⑨	<p>⑨前文、第1条～第7条</p> <p>「手話」ということば自体が「言語」を含意しているので、「手話言語」という表現は同義反復だということです。この表現の根拠となった論文は専門的に見て論になっていません。一部の人たちの強い主張で、もともとある日本語が破壊されるのは残念です。</p>	<p>ご意見のとおり、「手話」という言葉に、「言語」という意味が含まれていますので、変更を検討します。</p>